

山都町新規就農者 PR 動画を公開しました



『G I F T 山の都のたからもの』から

山都町では、新規就農を志す方へ研修の受け入れなど充実したサポートを行っています。町内の農家や、県・JAなどの専門機関と連携し実践的な技術を学ぶことができます。

そんな山都町の取り組みを発信するため、山都町農産物ブランド化推進協議会ではPR動画「G I F T 山の都のたからもの」を製作・公開しました。

動画では、山都町へUターンで就農した田上貴士さん（城平）、町外からの移住者で新規就農した鳥越靖基さん（金内）、岸千恵さん（金内）、上田裕之さん、佳奈さん（鶴ヶ田）、山の都地域しごとセンターの兼瀬明彦さん（猿渡）が出演されています。

○ YouTube 動画は右のコードからアクセスできます。



問合せ先 農林振興課 ☎ 72-1136

令和4年度 山都町まちづくり事業補助金の事業を募集します



町では、住民の主体的なまちづくりを支援するため、その事業に要する費用の一部について補助を行います。

1. 補助対象事業

(1) まちづくり事業

- ① 専門家等を招へいして行う講習会など
- ② 広く一般の者が参加できる講演会など
- ③ 地場製品の販路拡大を図る事業
- ④ イベント（同一のものは1回限り）など

(2) 研修事業 まちづくりのために住民自らが企画する研修（同じ者の申請は2回限り）

2. 補助金交付対象者

(1) まちづくり事業 主たる活動の場が町内である構成員5人以上の団体

(2) 研修事業 主たる活動の場が町内である構成員5人以上の団体および山都町民個人

※営利を目的とした団体、宗教・政治活動を目的とした団体、自治振興区などは対象外です。

3. 補助対象経費

(1) まちづくり事業 対象事業に要する経費（事業者の運営経費・食料費は対象外）

(2) 研修事業 補助要綱に定める規定により算定した旅費（行程に基づき町で算定）

※補助対象経費は交付決定後に支払われたものに限ります。また、他の補助を受けている事業はその分を除いた額が補助対象経費となります。

4. 補助率および補助金額

(1) まちづくり事業

- ① 補助率 4分の3以内（千円未満切捨て）
- ② 限度額 5万円以上50万円まで

(2) 研修事業

- ① 補助率 3分の2以内（千円未満切捨て）
- ② 限度額 1人あたり1万円以上10万円まで（1団体あたり5人まで）

5. 申請方法など

(1) 募集期間 6月30日まで

(2) 申請書提出先 山都町役場 企画政策課

(3) 申請書類 補助金交付申請書
事業（研修）計画書
収支予算書（まちづくり事業）
団体の規約または団体調書
その他、町が必要と認める書類

問合せ先 企画政策課 ☎ 72-1214